

建築工学科\_\_\_\_\_年 氏名\_\_\_\_\_  
保 護 者 殿

平成 年 月 日  
東京都立蔵前工業高等学校定時制  
校 長 渡邊 隆

## 出席停止のお知らせ

このたび、学校保健安全法による「学校において予防すべき感染症」に罹患または罹患の疑いがあるという連絡を受けました。

つきましては、「出席停止」となりますのでお知らせいたします。医師の登校許可があるまで療養をするようにしてください。

なお、医師より登校が許可されましたら下記の証明書が必要となります。かかりつけの医師にご記入いただき、登校時には担任までご提出ください。

(出席停止期間等は、裏面をご覧ください。)

## 登 校 許 可 証

東京都立蔵前工業高等学校長殿  
(定時制)

建築工学科\_\_\_\_\_年 氏名\_\_\_\_\_

上記の生徒につきましては、感染症の予防上、支障がないと認め登校を許可します。

疾 患 名 \_\_\_\_\_

出席停止期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師氏名 \_\_\_\_\_ 印

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（H5N1を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	<u>その他の感染症の例</u> 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎	条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医等の意見を聞き期間を決定する

※通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）